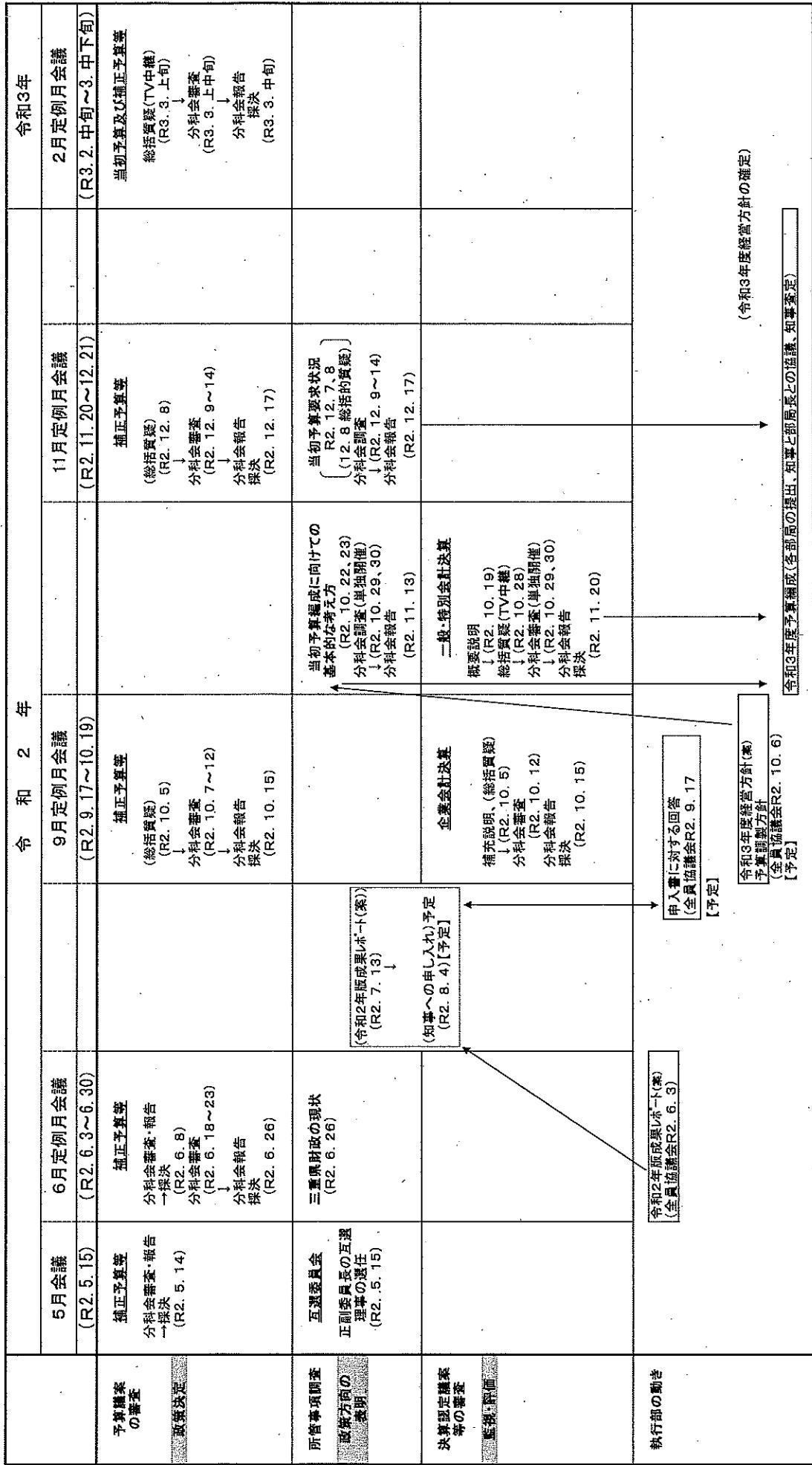


予算決算常任委員会の活動フロー(令和2年度)

資料1



*当初予算審議及び一般会計・特別会計決算審議以外の総括質疑の実施については、その都度理事会において協議

総務地域連携常任委員会 活動計画書

(令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

- 1 所管調査事項
- ・行財政の運営について
 - ・地域振興の推進について
 - ・スポーツの振興について
 - ・県南部地域の活性化について

2 重点調査項目

- (1) 行財政改革の取組について
- (2) 交通政策について
- (3) 移住の促進について
- (4) スポーツの推進について
- (5) 南部地域の活性化について

3 活動計画表

重点調査項目	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和2年 1月	2月	3月	4月	5月
(1) 行財政改革の取組について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 所管事項の調査等	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等(10/8, 12)	県内外調査 (11/9～12の 間、11/16～19 の間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の調 査等								
(2) 交通政策について													
(3) 移住の促進について													
(4) スポーツの推進について													
(5) 南部地域の活性化について													
執行部の主な予定													

4 県内外調査について

11月9日～12日の間で県外調査を2泊3日で、11月19日に県内調査を日帰りで実施する（状況に応じて変更の可能性あり）。ただし、調査時期を逸してしまうと判断される案件がある場合は、この日程にかかわらず実施することとする。

戦略企画雇用経済常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年6月30日現在

所管調査事項

- ・県政の総合企画調整について
- ・産業振興（農林水産業を除く）について
- ・雇用対策について
- ・国際交流及び観光の振興について
- ・会計管理、監査その他行政運営の適正確保について
- ・エネルギー政策について

重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
- (2) みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の推進
- (3) 中小企業・小規模企業の復興と振興
- (4) 観光産業の復興
- (5) 新たな産業の創出

活動計画表

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月
(1)新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について ①みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の推進 ②中小企業・小規模企業の復興と振興 ③観光産業の復興 ④新たな産業の創出	常任委員会 議案の審査、所管事項の 所管等 調査等 予決分科会 補正予算等 (5/22)	常任委員会 議案の審査、所管事項の 所管等 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 18, 22)	県内調査 (9/1～ 9/2 の 1 泊2日)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (10/7, 9)	県外調査 (11/9～ 11/12 の 間)	常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (12/9, 11)			常任委員会 議案の審査、 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (3/●, ●)				
執行部の主な予定									一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案)	当初予算要 求状況	当初予算案 令和3年度経 営方針		

県内外調査について

- (1)県内調査 9月1日～9月2日（1泊2日）新型コロナウイルス感染症の影響をうけた中小企業、観光業の団体、新たな産業の創出に取り組む県内企業などについて調査を行う。
- (2)県外調査 11月9日～11月12日（2泊3日以内）重点調査項目を中心として、県外の先進的な取組等について調査を行う。

環境生活農林水産常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年6月30日現在

- 1 所管調査項目
- ・生活文化行政の推進について
 - ・農業の振興対策について
 - ・環境保全の推進について
 - ・林業の振興対策について
 - ・廃棄物対策について
 - ・水産業の振興対策について

- 2 重点調査項目
- (1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について
 - (2) 多様で豊かな文化の振興と活用について
 - (3) 脱炭素社会の実現に向けて
 - (4) CSF・ASF対策について
 - ・安全・安心な暮らしの実現
 - ・県産農林水産物の地産地消の促進

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた対策について	常任委員会所管事項説明(5/25)	県内調査(7/20)	県内調査(8/7)						県内外調査(11/9～12/1の間)				
・安全・安心な暮らしの実現	常任委員会所管事項の調査等	議案の審査、所管事項の調査等							常任委員会所管事項の調査等				
・県産農林水産物の地産地消の促進	予決分科会補正予算等(6/8, 18, 22)								予決分科会補正予算等(10/7, 9)				
(2) 多様で豊かな文化の振興と活用について									予決分科会補正予算等(12/9, 11)				
(3) 脱炭素社会の実現に向けて									合和元年度歳入歳出決算、所管事項の調査(当初予算編成における基本的な考え方)(10/30)				
(4) CSF対策について										当初予算要状況			
執行部の主な予定	合和2年版成 果レポート(案)									当初予算	令和3年度経営方針		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 7月20日(月)(日帰り)
新型コロナウイルス感染拡大に伴う畜産業への影響と取組について調査を行う
8月7日(金)(日帰り)
新型コロナウイルス感染拡大に伴う養殖業への影響と取組について調査を行う

(2) 県外調査

- 11月9日(月)～12日(木)のうち2泊3日以内 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組等について調査を行う。

医療保健子ども福祉病院常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年5月～令和3年5月

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

- ・ 医療及び介護行政の推進について
- ・ 保健衛生行政の推進について
- ・ 子ども及び青少年の育成について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について
- (2) 地域医療提供体制の確保について
- (3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて
- (4) 健康づくりの推進について
- (5) 子どもを育てる環境づくりについて

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月
(1) 新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題について	常任委員会 所管事項説明 (5/25)	予決分科会 補正予算 (6/8)	議案の審査、所管事項の調査等 常任委員会 所管事項の調査等	議案の審査、所管事項の調査等 常任委員会 所管事項の調査等	議案の審査、所管事項の調査等 常任委員会 所管事項の調査等	議案の審査、所管事項の調査等 常任委員会 所管事項の調査等							
(2) 地域医療提供体制の確保について													
(3) 障がい者の自立と共生社会づくりについて													
(4) 健康づくりの推進について													
(5) 子どもを育てる環境づくりについて													
執行部の主な予定		令和2年版成 果レポート (案)							一般会計・特別会計決算 令和3年度経営方針(案) 当初予算編成に向けたの基 本的な考え方	当初予算要 求状況 当初予算案	當初予算 案	當初予算 案	

4 県内外調査について

- (1) 県内調査
8月26日～27日、9月1日～2日の間で特に現地で調査を行う必要がある項目について、1日間実施することを基本とする。
- (2) 県外調査
11月9日～12日の間で重点調査項目を中心に2泊3日以内の行程で実施することを基本とする。

防災国土整備企業常任委員会 活動計画書

(令和2年5月～令和3年5月)

令和2年6月30日現在

- 所管調査事項
 - 危機管理及び防災対策の推進について
 - 公共土木施設の整備・維持管理について
 - 都市計画、住宅、その他土木行政の推進について
 - 公営企業（病院事業を除く。）の運営について

2 重点調査項目

- 新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について
- 防災・減災対策について
- 道路整備について
- 建設産業の活性化について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年 1月	2月	3月	4月	5月
(1)新型コロナウイルス感染症等に係る危機管理について (2)防災・減災対策について (3)道路整備について (4)建設産業の活性化について	常任委員会 所管事項説明 (5/26)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (6/8, 19, 23)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/8, 12)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/19, 23)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (11/9～12 の間)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (1/●, ●)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/●, ●)				
執行部の主な予定		令和2年版試験 レポート(案)			企業会計決算		当初予算要 求状況		当初予 算案	令和3年度経営 方針			

- 4 県内外調査について
11月9日～12日の間に、重点調査項目を中心とした県内外調査を実施することとする。(必要に応じ実施時期を前倒しする)

教育警察常任委員会 活動計画書（令和2年5月～令和3年5月）

令和2年6月30日現在

所管調査事項

- ・学校教育の充実について
- ・社会教育及び文化財保護行政の推進について
- ・警察の組織及び運営について

2 重点調査項目

- (1) 新型コロナウイルス感染症にかかる対応について
- (2) 夜間中学について
- (3) 安全で安心な教育環境づくりについて
- (4) 総合的な犯罪抑止対策と交通安全対策について

3 活動計画表

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月
(1)新型コロナウイルス感染症にかかる対応について	常任委員会 所管事項説明 (5/22)	予決分科会 補正予算 (6/8)	常任委員会 所管事項の 調査 予決分科会 補正予算 (10/7, 9)	常任委員会 所管事項の 調査 予決分科会 補正予算等 (6/19, 23)	議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算 (10/7, 9)	議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/10, 14)	県内外調査 (11/9～12の間、 16～19の間)	常任委員会 議案の審査、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/●, ●)					
(2)夜間中学について													
(3)安全で安心な教育環境づくりについて													
(4)総合的な犯罪抑止対策と交通安全対策について													
執行部の主な予定		令和2年版 令成県レポート(案)						一般会計、特別会 計決算 令和3年度経常方 針(案)	当初予算要求 状況	当初予算案 状況	当初予算案 状況	令和3年度経 常方針	

4 県内外調査について

11月9日(月)～12日(木)、16日(月)～19日(木)の間で重点調査項目を中心とした県内外調査を実施することを基本とする。

特別委員会活動計画書

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会（令和2年5月～令和3年6月）

令和2年6月30日現在

1 所管調査事項

・様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査・検討を行うこと。

- 2 重点調査項目（案）
- (1) 新型コロナウィルス感染症による差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などの近年問題となっている様々な差別の実態を調査すること。
 - (2) 「人権が尊重されるる三重をつくる条例」及びそれに基づく県の人権施策の検証を行うこと。
 - (3) 差別解消に関する条約や法律、他都道府県の差別解消に関する条例を調査すること。
 - (4) (1)～(3)を踏まえ、条例の在り方を検討すること。

3 活動計画表（案）

重点調査項目	令和2年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月	6月
委員会設置	委員会 (6/1) 重点調査項目 年間活動計画	委員会 参考人招致 参考人招致 委員間討議												

上記2のとおり
<調査方法>
○当局からの説明聴取
○条約・法令・他都道府県の条例の調査
○参考人招致
○県内外調査
○委員間討議など
新規部の主な予定

(必要に応じて) 県内外調査
一般会計・特別会計決算
令和3年度経営方針
令和3年度経営方針(案)
当初予算
当初予算要求状況
当初予算
経営方針

4 県内外調査について

- (1) 県内調査　日々の調査を適宜実施することができる。
 ※新型コロナ感染症拡大防止の観点から、特段の事情のない限り9月末まで見合わせ、10月以降の実施を基本とする。
 ただし、10月以降の調査では、時機を逸してしまふと判断される場合は、この日程にかかわらず実施することができる。